

事業場からの下水排除基準

事業場からの排水の排出基準は、次の表のとおりです。

(令和6年4月1日現在)

物質または項目	対象者	単位	特定施設を設置している者		特定施設を設置していない者	水濁法規則改正施行日
			50m ³ /日以上	50m ³ /日未満		
健康項目	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03		0.03	H26.12.1
	シアン化合物	mg/L	1		1	
	有機燐化合物	mg/L	0.2		0.2	
	鉛及びその化合物	mg/L	0.1		0.1	
	六価クロム化合物	mg/L	0.2		0.2	R6.4.1
	砒素及びその化合物	mg/L	0.1		0.1	
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	mg/L	0.005		0.005	
	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと		検出されないこと	
	P C B	mg/L	0.003		0.003	
	トリクロロエチレン	mg/L	0.1		0.1	H27.10.21
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1		0.1	
	ジクロロメタン	mg/L	0.2		0.2	
	四塩化炭素	mg/L	0.02		0.02	
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04		0.04	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1		1	
	シス1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4		0.4	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3		3	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06		0.06	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02		0.02	
	健康項目	チウラム	mg/L	0.06		0.06
シマジン		mg/L	0.03		0.03	
チオベンカルブ		mg/L	0.2		0.2	
ベンゼン		mg/L	0.1		0.1	
セレン及びその化合物		mg/L	0.1		0.1	
ほう素及びその化合物		mg/L	230<10>		230<10>	
ふっ素及びその化合物		mg/L	15<8>		15<8>	
1,4-ジオキサン		mg/L	0.5		0.5	H24.5.25
アンモニア性窒素、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素		mg/L	380		380	
ダイオキシン類		pg-TEQ/L	10		10	
生活環境項目	フェノール類	mg/L	0.5	0.5		
	銅及びその化合物	mg/L	3<<1>>	3(1)		
	亜鉛及びその化合物	mg/L	2<<1>>	2(1)	H18.12.11	
	鉄及びその化合物(溶解性)	mg/L	10<<3>>	10(3)		
	マンガン及びその化合物(溶解性)	mg/L	1	1		
	クロム及びその化合物	mg/L	2	2		
	生物化学的酸素要求量	mg/L	600	600		
	浮遊物質	mg/L	600	600		
	ノルマルヘキサン 抽出物質量	mg/L	5	5		
	動植物油脂類	mg/L	30	30		
	水素イオン濃度	—	5を超え9未満	5を超え9未満		
	温度	℃	45未満			
沃素消費量	mg/L	220				
ニッケル含有量	mg/L	1				

※ 《 》内の数値は、東部及び流域処理区内の新設の事業場（昭和46年11月1日以降に設置されたもの（工事中を含みます。））に適用されます。

※ ()内の数値は、東部及び相模川流域処理区内の事業場等に適用されます。

※ ■内の数値は、除害施設の設置等に関わる基準、その他は直罰の規制に関わる基準です。

※ < >内の数値については、東部処理区内の事業場等に適用されます。